

## 平成27年成人式

11月30日現在で市内に住民登録がある方には、12月中旬に案内状を送付します。

届かない方や、就職・就学などのため市外に住民登録がある方で参加を希望する場合は、連絡してください。

**対象** 平成6年4月2日～7年4月1日に生まれた方

**日時** 平成27年1月11日(日) 午後2時から(開場午後1時30分)

**会場** 芸術文化ホール

\*新成人の方以外は入場できません。

**問合せ** 市教委社会教育課(内線889)

## 冬の節電にご協力を

生活に無理のない範囲で、節電をお願いします。

数値目標はありません。

**期間** 平成27年3月31日(火)までの平日(12月29日)～1月2日(金)を除く

**時間** 午前8時～午後9時

**問合せ** 環境課(内線634)

## モニター貸し出し



コンセントに差すだけで電力消費量や料金が表示されます。節電

に役立ててみませんか。料金は掛かりません。

**問合せ** 環境課(内線634)

## 救命講習



〈普通救命講習I〉

**対象** 市内にお住まいか通勤・通学している中学生以上

**日時** 12月19日(金) 午前9時30分～午後0時30分

**内容** 基礎的な応急手当

**申込期限** 12月12日

〈救命入門コース〉

**対象** 市内にお住まいか通勤・通学している10歳以上

\*小学生は保護者の同意が必要です。

**日時** 平成27年1月10日(土) 午前9時30分～11時

**内容** 胸骨圧迫(心臓マッサージ)とAEDの実技

**申込期限** 平成27年1月3日

〈共通事項〉

**会場** 消防本部防災研修室

**定員** 先着30人

**申込み** 消防署(☎373-2322)

## 自転車駐車場の閉鎖

駅東口自転車駐車場と西口自転車駐車場、メイプル通自転車置場、栄陸橋自転車置場は、11月30日で閉鎖しました。

なお、閉鎖後も駐車している自転車は、一定期間保管した後処分

します。必ず持ち帰ってください。  
\*自転車駐車場の利用開始は、平成27年4月1日の予定です。  
**問合せ** 土木事務所(内線757)

## 法人税割の税率 が変わりました

◆法人税割の税率

9月30日以前に開始した事業年度	14.7%
10月1日以後に開始する事業年度	12.1%

◆予定申告の法人税割額

- 10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告法人税割額
- 前事業年度分の法人税割額×4
- 7/前事業年度の月数
- 10月1日以後に開始する2回目以降の事業年度の予定申告法人税割額
- 前事業年度分の法人税割額×6/前事業年度の月数

**問合せ** 税務課(内線829)

## 北朝鮮人権侵害 問題啓発週間

日本人拉致事件など、北朝鮮による人権侵害問題に対する関心を高めましょう。

**期間** 12月10日(水)～16日(火)

**問合せ** 厚別警察署(☎896-0110)

## 平成27年度から軽自動車税の税額が変わります

地方税法の改正に伴い、4月1日現在で軽自動車などを所有している方に掛かる税額が変わります。

**問合せ** 税務課(内線829)



### ▼二輪車など

区分		年税額	
		平成26年度まで	平成27年度から
原動機付自転車	総排気量50cc以下	1,000円	2,000円
	総排気量51～90cc	1,200円	2,000円
	総排気量91～125cc	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車(総排気量126～250cc)		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車(総排気量251cc以上)		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他(フォークリフト、ホイールローダなど)	4,700円	5,900円
被けん引車		2,400円	3,600円
雪上車		2,400円	3,600円

### ▼三輪、四輪以上の軽自動車

新車登録年月によって、次のいずれかの税額になります。新車登録年月とは、初めて車両番号の指定を受けた年月のことです。車検証の「初度検査年月」欄で確認できます。すでに車両を持っているか、平成27年3月31日までに車両を取得する方は、今までと同じ税額です。

区分	年税額(平成27年度)				
	新車登録年月				
	平成27年3月31日以前	平成27年4月1日以後*			
軽自動車	三輪	3,100円	3,900円		
		四輪以上	乗用	営業用	5,500円
	自家用			7,200円	10,800円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	
自家用		4,000円	5,000円		

\*平成27年度は、27年4月1日に登録した新車だけが課税対象です。

新車登録から13年経過した車両

平成28年度から重課税額が適用されます。平成28年度の対象は、14年以前に新車登録した車両です。